

令和6年度練馬区公園改修計画策定支援業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和6年度練馬区公園改修計画策定支援業務委託」についての最適な事業者の選定を、プロポーザル方式（価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う方式）で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 令和6年度練馬区公園改修計画策定支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
※ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 委託箇所 練馬区立都市公園および児童遊園
- (4) 業務内容 仕様書（別紙1）による
- (5) 概算経費 令和6年度 7,997,000円（税込）
令和7～8年度想定額 26,800,000円（税込。2か年分。）
※令和6年度の概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※令和7～8年度は現時点での想定であり、事業進捗状況等により、実際の経費は変更となる場合がある。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

過去10年以内に公園再整備計画策定業務（公園単体ではなく地域内における機能集約・再編やストックマネジメントを含む計画）の実績を有すること。

※共同企業体または共同事業体（以下「JV等」という。）として申し込む場合は、構成員のいずれかが実績を有すること。

※一つのJV等に参加している法人等は、法人等単体または他のJV等に参加して応募することはできない。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

内容	日程
募集要領等の公表	令和6年7月10日(水)～8月13日(火)
参加申込書・質問受付期間	令和6年7月10日(水)～7月25日(木)
質問回答日	令和6年7月29日(月)までに回答
提案書受付期間	令和6年8月5日(月)～8月13日(火)
一次審査結果通知	令和6年8月21日(水)（予定）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年9月4日(水)（予定）
二次審査結果通知	令和6年9月10日(火)（予定）

4-2 募集要領等の公表

練馬区ウェブサイトにて、募集要領等を掲載（様式等のダウンロード可）する。

- (1) 公表期間 令和6年7月10日(水)～8月13日(火)
- (2) 掲載箇所 トップページ>事業者向け>事業者向け情報>お知らせ一覧（事業者向け）

4-3 応募方法

参加を希望するものは、参加申込書（様式1）を以下のとおり提出すること。

JV等として申し込む場合は、協定書（自由書式）を合わせて提出すること。

応募のあった団体には、提案書作成のため過年度調査に関する参考資料を送付する。なお、参考資料は提案書作成の目的以外での使用を禁止し、提案書または参加辞退届提出時に、必ずデータを消去すること。

- (1) 提出方法 電子メールまたはFAX
- (2) 受付期間 令和6年7月10日(水)～7月25日(木)午後5時まで
- (3) 提出先 練馬区土木部道路公園課公園係
電子メール: DOUROKOUEN06@city.nerima.tokyo.jp FAX:03-5984-1224
- (4) 提出書類 参加申込書（様式1） 1部

4-4 質問回答

募集に関する質問は質問票（任意様式）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり行うこと。

- (1) 質問方法 件名・事業者名・担当者名・電話番号を記載の上、電子メールまたはFAXで送付すること。
- (2) 質問期間 令和6年7月10日(水)～7月25日(木)午後5時まで
※参加申込のない者からの質問および期間外の質問は受け付けない。
- (3) 担当部署 練馬区土木部道路公園課公園係 岩田

電子メール：DOUROKOUEN06@city.nerima.tokyo.jp FAX:03-5984-1224

- (4) 回答方法 参加表明者全員に質問者の情報を伏せて電子メールまたはFAXで回答する。
 ※回答は随時行うものとし、最終回答は令和6年7月29日(月)までに行う。

4-5 辞退

参加申込後の辞退については、辞退届(様式2)をもって8月9日(金)までに届け出ること。
 提出先は4-3(3)のとおり。

4-6 提案書の提出

参加を希望する者は、以下のとおり企画提案書等の提出をすること。

- (1) 受付期間 令和6年8月5日(月)～8月13日(火)の午前9時から午後5時まで
 (土日祝日を除く)
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること(郵送は不可とする。)
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎14階 練馬区土木部道路公園課公園係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

	提出書類	提出部数	
		原本	写し
1	<p>企画提案書(任意様式)</p> <p>仕様書「3委託目的」をよく理解したうえ、以下の構成要素を満たした内容で作成すること。なお、<u>提案内容は令和6年度から令和8年度の計画策定までの3か年分の提案をすること。</u></p> <p>様式は自由とするが、A4判(A3判折り可、両面印刷可)にまとめ、15ページ以内(表紙、目次、中表紙付きインデックスは、含まない)とし、記載項目ごとに白紙の中表紙付きインデックスを付けること。</p> <p>(1) 公園改修計画策定にあたっての基本的な考え方および提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたっての全般的な考え方および方針 ・計画の取りまとめイメージおよび方向性 ・公園区の設定の考え方 ・区全域および公園区における機能分担や連携、強化の考え方 ・住民懇談会の開催および周知など運営の考え方 ・庁内検討委員会の委員構成および運営支援における考え方 ・区民意見聴取(パブリックコメント)における実施補助の考え方 ・公園改修における地域連携や民間活力の活用、改修後における公園利活用の促進等に対する考え方 ・令和7～8年度(2か年)の概算経費(内訳含む) ・その他、独自提案 <p>(2) 公園改修計画策定に向け、令和6年度に実施する調査業務の考え方および提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたっての全般的な考え方および方針 ・過年度調査情報の集約・整理のほか、計画策定に必要なとなる調 	1部	8部

	<p>査項目の考え方および調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関ヒアリングの対象および実施方法 ・区民ニーズ調査の実施規模および手法 ・収集したデータや意見の集約・評価・分析の考え方 ・その他、独自提案 <p>(3) 工程 令和6年度調査、令和7年度検討、令和8年度計画策定を想定している。そのうえで、3か年の全体像を踏まえたスケジュールおよび令和6年度の具体的なスケジュール。</p> <p>(4) 区民雇用の促進・区内事業者の活用 区内事業者からの物品の調達、再委託業務の有無など</p> <p>(5) その他 地域貢献、社会貢献、環境配慮に対する考え方。</p>		
2	<p>業務実績（様式3-1） 過去10年間における、以下業務の受託実績。</p> <p>ア 公園再整備計画策定業務 ※公園単体ではなく地域内における機能集約・再編やストックマネジメントを含む計画</p> <p>イ 公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討業務</p> <p>ウ 公園における民間活力導入検討業務</p> <p>エ その他、本件と関連すると考える業務</p>	1部	8部
3	<p>業務実施体制</p> <p>(1) 本件の人員体制</p> <p>(2) 予定技術者の経歴等（様式3-2、様式3-3） 仕様書「10業務体制(3)」の要件を確認のうえ作成。</p>	1部	8部
4	令和6年度見積書（練馬区長宛、日付・押印あり、内訳を含む）	1部	8部
5	<p>会社概要（任意様式・A4縦） 資本金、売上高、従業員数、経営年数、会社組織図を含む</p>	1部	8部
6	法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可・JV等の場合は各社）	1部	-
7	直近の決算に係る財務諸表（JV等の場合は各社）	1部	-
8	<p>登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当するもののみ</p>	1部	-

(5) 注意事項

- ① 提出媒体は紙のみとする。
- ② 原本もしくは正本で構成された1セットと各資料の写しで構成された8セットを左綴じのA4判サイズとすること。また、綴じる順番は上記表の降順とする。
- ③ 受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

4-7 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に上位3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年8月21日(水) (予定) までに電子メールまたはFAXおよび書面により通知する。

4-8 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年9月4日(水) (予定) に、企画提案書等の内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から受託候補者を選定する。

選考時間は1者あたり40分(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分)とする。スクリーンおよびプロジェクターの使用を希望する際は事前に申し出ること。

説明者は本件を受注したときに主な担当となる者とし、本件仕様書に定める業務責任者を含めた3名以内とする。

審査結果は令和6年9月10日(火) (予定) までに電子メールまたはFAXおよび書面により通知する。

4-9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・事業効率の状況・資金力の有無・借入金の返済能力の有無・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・公園再整備計画策定業務の実績 ※公園単体ではなく地域内における機能集約・再編やストックマネジメントを含む計画・公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討業務の実績・公園における民間活力導入検討業務の実績・その他、関連業務の実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・要員配置の妥当性・業務の専任性・主任技術者の業務実績
見積価格	<ul style="list-style-type: none">・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・区民雇用の促進・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none">・地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公園再整備計画策定業務の実績 ※公園単体ではなく地域内における機能集約・再編やストックマネジメントを含む計画 ・公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討業務の実績 ・公園における民間活力導入検討業務の実績 ・その他、関連業務の実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制 ・要員配置の妥当性 ・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性、実現性 ・スケジュールの妥当性
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献、社会貢献、環境配慮

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

JV等の場合は構成員のいずれかが上記に当てはまる場合、同様の措置をとるものとする。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業

者選定情報に係る情報公開基準」(別紙2)に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区土木部道路公園課公園係

住所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎14階

担当 岩田

電話 03-5984-1365 FAX : 03-5984-1224

電子メール DOUROKOUEN06@city.nerima.tokyo.jp